

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成30年12月10日（月）16:40～17:04

2 場所 永田町合同庁舎1階第3共用会議室

3 出席

<WG委員>

座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 中川 雅之 日本大学経済学部教授

<関係省庁>

下間 康行 文部科学省大臣官房審議官（初等中等教育担当）

平野 統三 文部科学省大臣官房審議官（総合教育政策局担当）

高谷 浩樹 文部科学省初等中等教育局情報教育外国語教育課長

田中 義恭 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
教育制度改革室長

長谷 浩之 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許企画室長

<事務局>

蓮井 智哉 内閣府地方創生推進事務局参事官

飛田 章 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 遠隔教育について

3 閉会

○蓮井参事官 お待たせいたしました。

それでは、国家戦略特区ワーキンググループ、本日の2コマ目でございます。遠隔教育の取扱いにつきまして、文部科学省がお見えになっております。

お手元に資料がございますが、今日は八田座長はこの時間おられませんので、原座長代理にお願いしたいと思います。

原座長代理、よろしくお願いいたします。

○原座長代理 いつも大変ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

これは、まず、配布資料からお話しただいてよろしいですか。

○蓮井参事官 それでよろしいかと存じます。恐縮でございますけれども、ポイントだけ。

○原座長代理 それでは、ポイントだけお話しただいて。

○蓮井参事官 あと、できればそれを踏まえて、検討状況と言うか、具体的な遠隔教育についての御説明もお願いします。

○下間審議官 既にこれまで中学校における遠隔教育の弾力化につきまして、様々な議論を重ねさせていただきました。その中で、私どものほうから、様々な課題もある中で、教育行政に責任を持つ文部科学省として、しっかり責任を持って実証的取組を行っていく必要があると考えているところでございます。

場は異なりますけれども、規制改革における第四次答申におきましても、中学校における遠隔教育の弾力的実施などについては、教育再生実行会議の議論を踏まえて、文部科学省において検討を行うこととされておりました、柴山大臣から片山大臣に対しても、この件はしっかり自分が取り組んでいくので、自分に任せてほしいという旨をお答え申し上げているところでございます。

文部科学省といたしましては、教育再生実行会議における議論を踏まえて、これらの様々な課題への対応方策を検討の上、全国を対象として、中学校における教科・科目充実型、すなわち遠隔授業の受信側教室の教師に、当該教科の免許状の有無は問わない形の遠隔授業に関する実証的取組に係る制度を来年度から導入したいと考えているところでございます。

簡単ですが、御説明は以上でございます。

○原座長代理 それをどうしたらよろしいですか。

○蓮井参事官 具体的に今、下間審議官から御指摘がありましたけれども、来年度から実証をされるということでございましょうか。その具体的な内容と、どのような規制制度の見直しが前提かも含めて、具体的に御説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○下間審議官 今申し上げたことの繰り返しになるのですが、様々な課題があるので、これは教育的観点からしっかりと取り組んでいかなければいけないということで、私どもとしては、新しいタイプの特例校を設けた上で、実証的研究を進めるということで考えております。

その中で、私どもはまだ内容を詳細に認識しておりませんが、御提案をいただいている長崎県といった取組に限らず、全国において、ずっとここで議論されたのは、私どもが「教科・科目充実型」と名付けた遠隔授業の受信側教室の教師に当該教科の免許状の有無は問わない。教師はいるのだけれども、当該教科の教師が得にくい、あるいは得られない場合に、教科の免許状の有無は問わない形の遠隔授業に関する実証的取組、そうした新しい特例制度を来年度から導入したいと考えています。

それに当たっては、教育の現場では非常に御懸念もあるわけですので、教育再生実行会議の議論を踏まえて、私どもとして制度改正を行いたいと考えております。

○原座長代理 分かりました。

その進め方については、色々な御懸念を払拭するような授業のやり方とか運営の仕方についての議論をさらにした上で、来年度から進められるということだと思っていますので、そこは是非しっかりとやっていただきたいと思います。

特例措置の部分が省令改正になるのですかね。

○田中室長 具体的な詳細はこれから検討いたしますけれども、御指摘のとおり、学校教育法施行規則に新しい条文を開く必要があるのかなと今考えておりますが、詳細はこれから検討させていただきたいと思っております。

○中川委員 モデル事業に限って規制を抜くというようなタイプのことをおやりになりたいということなのでしょうか。

○下間審議官 これは制度として、そういう実証的研究をお進めになるところは、文部科学省がモデルとして指摘するかどうかということに限らないのです。私どもが予算措置をして進めたいモデル事業は、予算が取れば、その私どものモデル事業としてやるわけですが、それに限らず、そういう実証的な取組をお進めになりたいというところは、その制度の枠組みの中で取り組んでいただくことになろうかと伺っております。

○中川委員 今言ったような、今までの規制の枠組みの中ではできなかったことを可能にする措置は別途やって、モデル事業はモデル事業でお金を付けるという形でおやりになりたいということでございましょうか。

○下間審議官 モデルというイメージなのですけれども、要するに、実証研究をどう進めるかなので、そういう実証研究をこれまでは「教科・科目充実型」というものを中学校において取り入れていくことは制度的にできなかったわけですが、それを制度的に可能とするような制度改正を行った上で、実証研究に取り組む。その実証研究のやり方として、私どもの予算を使ってやるものもあるでしょうし、そうではなく、特に予算措置は要さずに、自らお取り組みになれるということであれば、その制度を活用して、実証研究に取り組んでいただくところもあるというイメージです。

○中川委員 何を心配しているかということ、要は、予算措置を伴うもので、お金がないので、国家戦略特区の枠組みの中では、実際に現場からの御要請があるわけでございますので、例えば、文部科学省の実証研究の枠組みや予算枠みたいなものによって、それをクリアしない限りできないというお話だと、国家戦略特区の枠組みの中では色々と困ったことが起こると思って質問申し上げたのです。それは別途ということですか。

○下間審議官 あくまで実証研究という枠組みではあるのですけれども、いきなり全国的にどこでもできるようにするというよりは、実証研究に取り組んでいただく。例えば、高校の場合も、まず、実証研究に取り組んだ上で、一般的な制度化をしたということがありますので、実証研究に取り組んでいただくことはありますけれども、それは文部科学省の予算に限らず、取り組めるようにする。

○高谷課長 そういうことを考えています。

予算自体はこれまでの経緯もあって、いくつかの学校ということ。もちろん新しく手を挙げていただきますけれども、機器などほかのことは整備できる。特例校としての取組はやりたいという学校のお話をいただければ、それは何も否定するものではない。

○原座長代理 その先の進め方は、実証研究をどれぐらいやって、それを本格的に推進していくことになるのでしょうか。

○下間審議官 そこはまだ出口を見据えていないかと思います。

○高谷課長 先般の柴山プランでも、2020年代早期に全ての小中学校で活用できるようにということがございますので、実証をしていって、それを広めていくというのは、具体的にどういう時間スパンでできるかということは、そこも早急に色々と詰めていって、早目に御提示をしたいとは思っています。

○下間審議官 これは場が違うので大変恐縮ですが、規制改革会議とのお約束では、そうした実証研究をどのぐらいのスパンで行った上で、どの年次に制度化を目指すといった工程をしっかりと年度内に立てて、それを規制改革会議側に御報告することになっていますので、今この場でその工程はお示しできないのですけれども、年度内にしっかりと規制改革会議側に御報告をしたいと思っておりますので、その同じ話を特区の皆様方にも御説明ができるかと思っております。

○原座長代理 そこはきちんと工程表を作っておいただければと思っていますけれども、伺ったのは、大体普通に考えてどれぐらいの期間を想定されているのかなと。常識的には1年やってみるものなのですかということなのか、あるいはもっと短くても行けますということなのか、どんな感じかなと思ったのです。

○下間審議官 通常、学校のサイクルは1年なので、1年よりも短いスパンでやってみて、何か方向性を出すということはないと思います。ただ、それが2年、3年やらないと一定の方向性が見出せない、あるいは支障がないことが確認できないものなのか。あるいは1年ぐらいのスパンで、ある程度こういうやり方であれば実証できたということになるのか。そこはまだ中で議論が必要かと思っています。

○原座長代理 分かりました。

そこはまた来年のお話になるのかもしれないですけれども、前から申し上げているみたいなプログラミング教育の本格導入とか、そういったところを見据えても、2年、3年実証研究をやってということではなく、早急に進めていただきたいというお話をこの場ではないのかもしれないのですけれども、また申し上げることになるのかなとは思っています。

もう一つは、予算措置の話をおっしゃいましたが、これは実際にはどの部分のお金を補助することを想定されているのでしょうか。どれぐらいの規模で。

○高谷課長 今まさに財務省と来年度予算の最終折衝中ではあるのですけれども、これまでの事業ですと、遠隔関係の色々な機器装置、プラスアルファで色々な専門家が入って、事業の組立てなどを確認いただいて、どういうのがいいのかを外部の目で見えていただくような資金でございます。

逆に言いますと、ベーシックとなりますICT環境とかは別途地方財政措置されておりますので、その部分は各自治体のほうで地方財政措置をやっていただくということで、こちらも私どもで今、全力を挙げて自治体をお願いをしておる状況でございます。

○原座長代理 1校ごとの金額というのは、相当小規模な金額でしょうか。

○高谷課長 そこも実は出したいと思っていまして、かなりの額ですと、しっかりとした遠隔ができるのですけれども、それが普及の上でどういう影響を与えているのか。むしろ、もう少し簡易な方法も事業が成り立つのかどうか。そういうところを実証して、それで成り立つのであれば、それで是非やってくださいという方向性も出せるのかなと思っています。そういうところも実証の一つのポイントだろうと思っています。

○原座長代理 もう一つ御質問は、元々私たちはこの場でずっと議論していたときに、国家戦略特区での特例措置という可能性について御議論させていただいて、そこをもっと広げたいという御提案だと理解していますけれども、今、私たちの認識している特区で、中学校で実証的なことをやってみたいという提案をいくつかいただいている、それ以外にもやれそうなところが文部科学省の御存じのところである。そこも広げてやりたいと理解してよろしいですか。

○下間審議官 おっしゃるとおりです。

○原座長代理 いくつぐらい想定されていますか。

○下間審議官 まだ一桁なので、複数あることは確かなのですが、それ以外のところもこれからこういった実証をやるということで、私どももまだまだ掘り起こしの努力が足りないと思っていますので、様々な条件でお取り組みいただくということを考えております。

当然、茨城県や長崎県がこうした実証の枠組みの中で文部科学省の予算を使ってやりたいという話があれば、それはまた別途御相談に応じることもできると思っています。

○原座長代理 分かりました。こういった実証的にまずどこかでやってみてということをやるときに、一つの典型的なやり方は、特区で場所を限って、そこだけ実験できることにしますよと言ってやってみる。それ以外のところは、一旦はできないことにしておくというスタイルがあったわけです。

今回がどういう制度改正になるのかにもよるのだらうと思いますけれども、制度上はどこでもできることにしてしまいますということなのではないでしょうか。

○下間審議官 地域は限定しないということです。例えば、特区の場合ですと、特定自治体からの御提案を受けてこれまで議論させていただいてきたわけですが、そこに限らず、全国どこでも希望するところに実証研究に取り組んでいただくという枠組みにはする。ただ、いきなり全国的な、一般的な措置ではなくて、実証研究として取り組んでいただくという枠組みを作った。

○原座長代理 省令改正のときに、文部科学省が指定するのは分かりませんが、そういうモデル校だけという要件を入れてするのですか。

○下間審議官 モデル校のように、指定とか認定という言葉を使うかもしれないので、そ

こを使わないという約束はできないのですけれども、文部科学省が指定したところでなければ実証研究に取り組めないという枠組みではなく考えておるのです。

結局、研究開発学校という今の枠組みは、教育課程特例校というのは、こうした新たな仕組みを想定していないので、ほかとは違って、ここは取り組めるということを線を引くことは必要になると思うのです。その意味では、取り組みたいところがいずれも取り組めるようにはしたいと思っているのですけれども、指定とか認定とかいう枠組みになるのか。どこでも手を挙げていただければなのだけれども。

○田中室長 どこでも手を挙げていただいて、それはこれから検討ですけれども、もちろんどんないい加減なやり方でもいいということではありませんので、そこは我々も中学校で教科・科目充実型をやるに当たっての課題があるということは今までも申し述べていました。当然その課題をクリアするためにできていないとオーケーとは言えませんので、そこをどういう仕組みでやっていくかというのは、これから具体化していく必要があるかと思えます。

○原座長代理 制度の組み方が、口頭で伺っている範囲でイメージできない、十分理解し切れていないのですけれども、何でもやっていいですという状態にするわけではなく、もちろん実証事業としてやられるということは、一定の要件のもとでしかできない仕組みにして、やってみてここはもうちょっと改善したほうがいいということになれば、またその要件のかけ方を変えていくとか、そういうことになる。

○下間審議官 ここで実証事業をやりたいのは、遠隔授業の受信側教室の教師に当該教科の免許状の有無は問わない形の遠隔授業。これまでできなかった制度をそこで実証研究していただくほうがキーポイントなので、そのやり方は色々あり得るのだらうと思う。それに何か要件を付して、こういうものでなければということではないと思っているのです。

ただ、お取り組みいただくのであれば、色々挙がってきた中学校段階の教育における課題を様々に試行錯誤していただけるような実証研究をそれぞれやっていただきたいので、お取り組みいただけるところには、例えば、教科の中でどういう学習内容でやるのですかとか、送信側、受信側の教師の連携はどのようにするのですかとか、今まで挙げた課題をどういう形でクリアしていただくのかお取り組みいただくように、それぞれお願いしておくことがあるのだらうと思っています。

つまり、課題があると言っている以上、課題があるままでは一般的な制度にならないので、その課題を解消するような実証研究をやっていただくということだと思います。

○原座長代理 私は何かの要件がかかるのかなと思ったのは、その課題を解決して、実証してみて、こういう要件を課さないといけないのではないかということになれば、要件を課しますとか、そういう流れで割と理解がしやすかったのですが、そうではないのですか。

○下間審議官 それは逆で、実証研究において様々やっていただいた結果、一般的な制度として、全ての中学校で取り組むということになったときに、こういう要件がかかるような制度設計をするということは、将来においてあり得るのだらうと思います。

○中川委員 多分、原座長代理が御心配されているのは、実証実験で手を挙げたところについて、色々と絞り過ぎるとデータも集められないし、我々がこの文脈の中でやっているものも拾えなくなる可能性があるので、非常にいい加減なものとか、すごく問題が起きそうなものを実証実験の対象から外すというのは分かるのですけれども、すごく入口を狭めた場合に、多分文部科学省もデータが集められないということもあると思いますし、多分、原座長代理が言っているのは、最初は緩めにしておいて、課題が見つかった段階で色々と要件を加えていくというやり方のほうがいいのではないかということをおっしゃっているのではないかと思います。

私もその辺は同感なところがありまして、先ほどおっしゃったように、実証実験で手を挙げたところ全てやれますよというのは、ジャンプが大き過ぎるような気もややしているのですけれども、その部分については、十分広めに実証実験ができるような設定の仕方をできればしていただきたい。それは内閣府のほうも確認をさせていただきたいと思っています。

○下間審議官 御趣旨はよく分かりました。

先ほど担当のほうからも言っているとおり、ちゃんとやっていただけるかどうかというベーシックなところはしっかり確認をさせていただいた上で、様々な工夫にお取り組みいただけるような、要するに、広めの、我々が想定し得ないような色々な御提案はあるかもしれないので、そういうものも含めて、中学校における遠隔授業の弾力化的措置をしっかりと取り組みいただけるような実証研究をやりたいと思っています。

○原座長代理 多分中川委員が言われていることと同じで、確認したいのは、おっしゃるようなちゃんとやれるかどうかのところなのかどうかの確認は、何らかの形でしないといけない。そうでないと、自由度の高い実証事業ができないのだと思いますので、自由度は高めておいて、どこでも御自由におやりくださいにはできないでしょうということを私たちは申し上げていて、一方で、ちゃんとできるかの確認を誰がどういった枠組みで、どういった仕組みでやるのかというところは非常に気になります。

○下間審議官 そこは教育行政に責任を持っている文部科学省がしっかりと取り組むということを柴山大臣におっしゃっていただいているので、これから制度化を目指して実証研究をやる上で、しっかり取り組んでいただけるように私どもとしてお話は伺うわけです。それは文部科学省においてやりとりさせていただくことになりますが、その上で、色々と心配なところはディスカッションさせていただいて、それにしっかりと取り組んでいただけるようにやっていきたいと思っています。

○原座長代理 それはもちろんそれでしっかりやっていただきたくて、だから申し上げているわけです。

一方で、私たちが特区の枠組みの中でいくつか御提案をいただいているところもあるので、そこはきちんと実現できるように、もちろん適切かどうかという検討も含めてしっかりとできるようにやっていきたいと思いますし、この特区の枠組み、あるいはそうでない

枠組みも含めて、せっかく実証事業をやるということで踏み込んでいただきましたから、これが是非しっかりと実りあるものになるように、私たちも最大限の後押しをさせていただければと思っております。

○下間審議官 この特区の場合での御議論を踏まえて、全国的にしっかりと実証研究を進めるということをしていただいております。

○原座長代理 あと何かありますか。

○蓮井参事官 最終的なところはまさにそうだと思います。特区での御提案をもとにいただく話でありますので、それは前の経済政策の論点整理の中にも入っておりますので、特区での御提案がちゃんと実現するかどうか我々はウォッチする必要があると思いますので、引き続きよく確認させていただきたい。

それから、それを踏まえて今調整させていただいておりますけれども、諮問会議で御議論いただく内容についても、今日の御議論を踏まえて最終的な調整をさせていただきたいと思っております。

○下間審議官 規制改革の場合とは違うということは十分認識した上で、規制改革の投資に盛り込んでいただいた中学校における遠隔教育の弾力的実施というのは、まさに今、茨城県からも御提案いただいているような内容を弾力的に実施するということについて取り組まさせていただくということで、規制改革の答申が成り立っているということでございますので、もちろん場が違いますから、色々と議論は違っていいのですが、その文言にそうした内容が含まれているという前提で是非内容の調整はさせていただけたらと思っております。

○原座長代理 それでは、どうも大変ありがとうございました。